（別紙）

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
たいらぎ、みるくい、なまこ、あさり及びあずまにしきを目的とする潜水器漁業	1	定めなし	定めなし	東京内湾の神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで。 ただし、たいらぎは9月1日から翌年5月31日まで	横浜市金沢区に漁業根拠地※を有している者	1　操業時に潜水作業できる人数は1人（簡易潜水器においては3人まで）とする。 2　2隻以上で同時に操業してはならない。	令和8年11月4日から同年12月3日まで	令和8年12月15日から令和13年12月14日まで

あわび、さざえ、なまこ、たいらぎ、みるくい、あずまにしき、うちむらさき、かき、あかがい及びあかにしを目的とする潜水器漁業	1	同上	同上	共第1号共同漁業権の漁場の区域	1月1日から12月31日まで。 ただし、あわびは1月1日から10月31日まで、たいらぎは9月1日から翌年5月31日まで	横須賀市平成町に漁業根拠地を有し、かつ、共第1号共同漁業権の漁場の区域において潜水器漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	同上	同上
あわびを目的とする潜水器漁業	1	同上	同上	共第10号共同漁業権の漁場の区域のうち、鎌倉市稲村ガ崎地先から同市材木座地先に至る海面。	1月1日から10月31日まで	鎌倉市に漁業根拠地を有し、かつ、共第10号共同漁業権の漁業権のうち、鎌倉市稲村ガ崎地先から同市材木座地先に至る海面において潜水器漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。